

婚活イベントにおける県外参加者への交通費助成について（案）

1 対象者

助成の対象となる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 委託者が実施する婚活イベントに参加した者
- (2) 申請時点において石川県外に住所を有する者

※申請時に申告された居住地及び提出書類の内容等を踏まえ、県外からの来場であると認められる場合に限る。

- (3) 公共交通機関を利用して会場まで来場した者
- (4) 参加申込時に交通費助成の利用を申請した者

2 対象経費

助成対象となる経費は、イベント参加のために要した次の交通費とする。

- ・電車、バス、航空機、その他公共交通機関

3 対象外経費

次の費用は助成の対象としない。

- ・自家用車による移動、タクシー、レンタカーその他の公共交通機関以外の移動手段

4 助成額

助成額は、別に定める定額表に基づき支給するものとする。ただし、1人当たりの上限額は1万円とする。

5 申請方法

(1) 事前申請

参加申込時に、所定のフォームにより次の事項を申告すること。

- ・交通費助成の利用希望、居住地、利用予定の交通手段

※事後の申請は認めない。

(2) 事後提出

イベント終了後10日以内に、次の書類を提出するものとする。

※期限までに提出がない場合は、原則として助成対象外とする。

6 提出書類

次の書類を提出すること。

(1) 交通費の証明書類（1点以上）

利用区間、金額、利用実績が確認できるもの（例：領収書、乗車券、利用明細等）

(2) 振込先口座確認書類（通帳の写し、ネットバンキングのスクリーンショット等）

7 審査及び支給

- (1) 提出書類に基づき、助成対象の可否を審査する
- (2) 内容に不備がない場合、指定口座に振込により支給する
- (3) 書類に不備又は疑義がある場合は、追加書類の提出を求めることがある

8 助成対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、助成の対象外とする。

- ・ 必要書類の提出がない場合
- ・ 書類により移動区間又は金額が確認できない場合
- ・ 参加申込時に申請がなかった場合
- ・ イベントに参加していない場合
- ・ 虚偽の申請を行った場合

9 その他

本要領に定めのない事項については、委託者と受託事業者が協議の上決定する